

質疑回答事項通知書

業者各位

令和5年6月30日～令和5年7月4日入札執行の予定である「第6次水道施設整備事業西浦受水場改良工事」の仕様について質疑がありましたので、下記のとおり通知いたします。

工 事 名	第6次水道施設整備事業西浦受水場改良工事	回答
No.	質 疑 事 項	
1	資材の価格が高騰しておりますが、今回の工事はスライド対象となりますでしょうか。また見積採用分につきましてもスライドの対象となりますでしょうか。ご教示ください。	令和4年4月26日付、国不建第54号の国土交通省不動産・建設経済局長発信文書に基づく協議を行うことといたします。
2	各種積算基準書の適用年度をご教示ください。	令和4年度
3	物価資料について 以下について、ご教示ください。 ①単価適用年月 ②採用方法(二誌安値又は二誌平均)	①令和5年4月 ②二誌平均
4	週休2日補正について 以下について、ご教示ください。 ①週休2日補正の有無 ②有の場合の労務費、機械賃料、共通仮設費(率)、現場管理費に係る各係数	①補正無
5	工種区分について 【構造物工事(浄水場等)】と考えてよろしいでしょうか。 また、経費年度は令和4年度でよろしいでしょうか。ご教示ください。	お見込みのとおりです。
6	施工地域・工事場所による補正について 【市街地】と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	お見込みのとおりです。
7	契約保証に係る補正について 【金銭的保証】と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	お見込みのとおりです。
8	現場環境改善費について 工事設計書に項目がございませんが、計上しないと考えるよろしいでしょうか。ご教示ください。	お見込みのとおりです。
9	労務単価について 令和5年度の設計労務単価を使用すると考えるよろしいでしょうか。ご教示ください。	お見込みのとおりです。
10	直接工事費内訳書 第1号明細表、第3号明細表、第5号明細表、第7号明細表、第9号明細表、第12号明細表に計上されている材料費は、「管材費」として経費算定されていると考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	お見込みのとおりです。
11	第22号明細表 安全管理費について 設計上計上されている交通誘導警備員の人数をご教示ください	現場稼働日数より必要人員を算出しています。
12	第23号明細表 機器費について、計上されている機器は見積を採用されているのでしょうか。その場合の見積徴収先をご教示ください。	見積りを採用しています。 見積徴収先については、3者より徴収しています。
13	第33号明細表 機器費について、計上されている機器は見積を採用されているのでしょうか。その場合の見積徴収先をご教示ください。	見積りを採用しています。 見積徴収先については、3者より徴収しています。
14	共通仮設費 技術管理費で計上されている通水試験工について、注水は給水車を使用するのでしょうか。それとも、既設管と接続するのでしょうか。ご教示ください。また、通水試験工それぞれの対象管径及び管延長をご教示ください。	既設管との接続を想定しています。 口径・管延長は図面のとおりです。

15	現場管理費積上げ 健康診断費について、積算上計上されている対象人数及び1人当たりの費用についてご教示ください。	想定される現場作業員の人数を計上しています。単価は、本市の実績金額を使用しています。
16	コンクリート塊（無筋）、コンクリート塊（有筋）、アスファルト塊（掘削）、建設発生木材（角材）について、設計上計上されている処分先をご教示ください。	工事現場より近傍かつ安価となる処分場を使用しています。
17	積算で計上されている機械賃料は、「長期割引あり」と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	お見込みのとおりです。
18	配布資料では地下水位の高さが確認できません。施工中に水替えが必要となった場合は設計変更の対象となると考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	協議によるものとします。
19	U型側溝、現場打ち側溝の撤去後復旧までの期間について、仮排水が必要となった場合は設計変更の対象となると考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	協議によるものとします。
20	受水池撤去工について、塗膜防水層の撤去が計上されていますが、撤去対象の塗膜仕様についてご教示ください。また、撤去塗膜について処分費が計上されていませんが、処分が必要となった場合は設計変更の対象となると考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	シート防水（塩ビシートt1.5、断熱材t30） 協議によるものとします。
21	受水池撤去工について、鉄筋探査工が計上されていますが、底板のコンクリート削孔に対する探査と考えるとよろしいでしょうか。その場合、底板厚と調整コンクリート厚を考慮すると最大で700mm程度となり鉄筋探査が不可能と思われるが、設計変更の協議対象となると考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	お見込みのとおりです。 協議によるものとします。
22	機械設備工事・電気設備工事における資機材の搬入出方法について、電気室・ポンプ棟2階南側扉外にステージを設置し、揚重機にてステージ上に材料を預け、ウインチ等にて2階から1階下部まで搬入口開口から降ろし、既設天井クレーン（無償支給）により横移動を行うという想定を持っていますが、搬入出の方法及びルートについて相違がある場合はご教示ください。合っている場合、ステージへの荷上げに使用するクレーン（揚重機）は、設計変更の対象となりますでしょうか。ご教示ください。	2階南側扉外に、既設で幅3000×奥行1000のステージがあります。また、2階から1階へ下すための既設天井クレーン及び1階ポンプ室内の既設天井クレーンが設置されており、使用者の責任において使用可とします。
23	西浦受水場内部やゲートは広くはないかと思いますが、資機材及び建設機械の搬入出時において、積算上計上されている車両での出入りが困難である場合、設計変更の対象となりますでしょうか。ご教示ください。	協議によるものとします。